

入札監理小委員会
第644回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第644回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年10月27日（水）16：44～18：13

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
 - 刑務所出所者等就労支援事業（厚生労働省）
 - 国立研究開発法人国立長寿医療センターの医事業務委託
3. 閉会

<出席者>

（委員）

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員

（厚生労働省）

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室 佐藤室長

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室 矢野室長補佐

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室 片柳特定求職者雇用対策専門官

（国立研究開発法人国立長寿医療センター）

国立研究開発法人国立長寿医療センター財務経理部財務経理課 沖垣内調達企画室長

国立研究開発法人国立長寿医療センター財務経理部財務経理課 藤契約係長

（事務局）

長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第644回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、刑務所出所者等就労支援事業の実施要項（案）について、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室、佐藤室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、15分程度で御説明をお願いいたします。

○佐藤室長 厚生労働省就労支援室の佐藤と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。本日は私どもが委託事業でやっております2つの事業についての概要と、今年度の入札結果の報告及び来年度の事業対応案につきまして、説明させていただきたいと思っております。

それでは、まず事業の概要について説明させていただきたいと思えます。お手元に資料A-3-1を御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

こちらは刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援事業）として、受刑者や保護観察対象者など、刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主や協力雇用主に対しまして、刑務所出所者等の雇用に関する周知・啓発、求人開拓、情報収集を実施していただいているものでございます。

続きまして、その後ろにございますA-3-2を御覧いただいてもよろしいでしょうか。こちらは刑務所出所者等の就労に関する支援メニューの実施経費につきまして、審査・支給を行うものでございます。1枚目のフローにより、職場体験講習に係る費用の審査・支給、2枚目のフローを見ていただきますと、こちらは試行雇用助成金の審査と支給をやっただけという形になります。3枚目のフローを見ていただきますと、セミナーや事業所見学会に係る費用の支給をしていただいているという形になります。

続きまして、昨年度までの計画見直しについても簡単に説明させていただきます。まず令和元年度の事業までなのですが、A-3-1及びA-3-2の2つの業務を1本の事業として実施していたところがございます。こちらにつきましても1者応札が継続していたこともございまして、事業者からのヒアリングや本委員会での先生方の御指摘を踏まえまして、令和2年度からこの事業を分割いたしまして、事業内容の異なる協力雇用主の支援業務と支給業務に分けたということがございます。さらに、協力雇用主の支援業務につきましては対象実施地域が分かれてございますので、こちらの見直しを行ったということがございます。

続きまして、今年度の入札結果について説明させていただきます。今年度の事業調達時におきましては、実施要項の見直しに加えて、広く事業者への参加の呼びかけを実施させ

ていただきました。その結果、仕様書の受領者数は協力雇用主等支援業務で11者、支給業務につきましても6者にお渡しすることができました。しかしながら、最終的な調達につきましても1者応札という結果になっております。これを踏まえまして、今後の見通しについてでございますが、今年度の事業分についても、今、説明しましたとおり、1者応札となった状況を踏まえまして、仕様書を受領したものの、応札まで応じていただけなかった事業者とか、また新たに応札が見込める事業者、可能性があると考えられる事業者にはヒアリングを実施しまして、その結果、来年度事業の実施要項の改善を考えているところでございます。

どのように改善するかでございますけれども、まず協力雇用主等支援業務について、簡単に説明させていただければと思っております。資料A-4-1です。右から2番目の欄、上に令和3年（2期）と書いてございます、その一番下の欄を御覧いただければと思うのですが、こちらは仕様書を受領した事業者を含む7者に対しましてヒアリングを実施させていただいたところ、別の業務が多忙で体制強化も困難であるとか、協力雇用主等支援員に求められる能力を有する者がいないので応札まで対応できなかったというような意見、それと現事業者と比べてノウハウがありませんというような意見をいただいたということでございます。こういった御意見を踏まえまして、協力雇用主等支援業務につきましても3点ほど見直しを考えさせていただいたということでございます。

まず1点目は、実績評価方法の変更になります。類似の事業実績について、昨年度は委託事業と自主事業、それぞれ加点の対象にしていたということでございますけれども、こちらの項目を一つにまとめまして、加点の条件を昨年度よりも低く設定させていただいたということでございます。

2点目は、実施要項の中に求められる実施体制の記載の見直しになります。昨年度の実施要項では、支援員として配置する者の例示として、キャリアカウンセラーとか産業カウンセラー等の資格保持者が記載されておりました。これも事業者のヒアリングの中で、あくまでも例示として記載させていただいていたところですが、事業者からしてみると、できる限りその資格を有している者が望ましいと解してしまっていることが分かりましたので、そういった誤解をなくすようにこちらの記載を削除させていただいて、例示に該当する者に限定しないという旨を表記するという形にしようと考えております。

3点目は、入札参加資格の拡大になります。入札の参加資格は厚生労働省でAからDまであるのですが、昨年度まではBからDとなっておりますが、今回、1者応札が

続いていることも踏まえまして、A等級を追加しまして、全ての等級で参加していただける形にいたしました。支援業務についてはこの3点について改善するとともに、更生保護に関する事業を実施している事業者や、就労支援事業を実施している事業者を中心に、今後も広く事業の周知を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、支給業務の見直しについて説明させていただきます。資料A-4-2でございます。上に令和3年(2期)と表記されているかと思うのですが、その一番下の欄を御覧いただきたいと思っております。入札不参加者に対するヒアリングを実施させていただいたということでございます。これは協力雇用主等支援業務と同じですけれども、他の事業が多忙で入札手続とか体制整備まで手が回りません、間に合いませんというような意見、それとノウハウの構築に少し時間がかかってしまうというような意見をいただいたところでございます。今後、より応札しやすい事業とするために、支給業務につきましては2点ほど見直しを考えております。

1点目は仕様書の見直しです。制度改正により、令和3年度から提出書類の見直しや審査事項の明確化を図っており、仕様書にもその内容を反映することで審査業務の内容を明確にしていまいりました。

2点目は入札参加資格の拡大、これは先ほどの協力雇用主等支援業務と同じですけれども、昨年度は入札参加資格がAからCという位置づけになっておったのですが、1者応札が続いていることもございまして、最後にD等級を追加しまして、こちらも支援業務と同様に、全等級で応札していただけるような形にしようと考えているところでございます。支給業務等につきましては、この2点について改善するとともに、昨年度までに改善を行った公告期間、公示期間の長期確保、それと情報開示の充実を継続し、加えまして更生保護に関する事業を実施している事業者とか、経理事務能力を有する事業者を中心に、こちらも幅広く事業の周知を図っていきたいと考えているところでございます。

以上のような形で、昨年度からの取組に加えまして、ただいま申し上げました改善を行うことにいたしたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項(案)の御説明について、意見、質問のある委員におかれましては御発言をお願いいたします。

生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。資料A-4-1ですけれども、令和3年

の応札者のところで、5者に対して、予定価格以内に2者ということですが、5地域で2者だけが予定価格以内で、残りの3者で価格超過だったところは、予定価格超過のまま応札したということでしょうか。

○佐藤室長 こちらにつきましては、厚生労働省の矢野から説明させていただければと思います。

○矢野室長補佐 厚生労働省就労支援室の矢野と申します。よろしくお願いたします。

御指摘いただいたところについて、事実関係を説明させていただきます。御指摘のとおり、応札手続の中で2者だけ予定価格以内でございました。3者は予定価格を超過いたしました。そこにつきましては価格調整をさせていただいた上で、最終的な入札手続をしたということになります。私からは以上になります。

○生島専門委員 ありがとうございます。価格調整というのは、オーバーしている額をこれぐらい、こことここを減らしてくださいみたいな形で指導されるということですか。

○矢野室長補佐 引き続き就労支援室の矢野からお答えさせていただきます。具体的に幾ら超過しているというよりは、再度もう一回手続をして、価格を抑えていただく手続をして、最終的にその範囲内で手続をするという形を取らせていただきました。以上です。

○生島専門委員 ありがとうございます。じゃ、このぐらいの価格というのを先方にお示しするということですか。

○矢野室長補佐 なかなか具体的に幾らまでというところは明確にはできない事情もあるのですが、ある程度調整しながらさせていただいたという形になります。

○生島専門委員 なるほど。今後、予定価格超過の事業者さんが出てもしそういう御対応をされる、もしくは超過の程度に応じてというか、これ以上、例えば非常に大幅に超過してしまったらできないけれどもという何か基準みたいなところはあるのでしょうか。予定超過額が何割ぐらいまでだったらそういうふうにするとかいうのはございますか。

○矢野室長補佐 お答えさせていただきます。正直申し上げて、具体的に何割以上だったら手続ができないとかいう決まりはないですけれども、そこは何回か手続を進めさせていただく上で、どうしても折り合わない場合には最終的には応札できないということになるので、再度また公示から、最初からやり直しになるかと思えます。そのところはそうならないように調整させていただくということになるかと思えます。以上でございます。

○生島専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 辻委員、お願いたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明ありがとうございます。本件事業は社会的にも、刑事政策上も極めて重要な事業だと思います。このような事業を実施していただいて誠にありがとうございます。

その上で資料A-2-1、実施要項でございます。こちらの採点基準表ですけれども、例えば20/45でございます。上から拝見していくと、(3)情報収集業務の実施についての真ん中ぐらいの欄を拝見すると、刑務所出所者等の就労支援施策を企画立案する際の参考となる情報を収集できるものとなっています。つまり、恐らく出所者の方と従前何かつながりがあるとかそういう業務をやっていた方でないと、この部分の点がもらえないかと思われま

す。それから真ん中辺り、3の(1)類似の事業を実施した実績の部分も拝見しますと、出所者の方と関わりがあったということが高く評価されております。お戻りいただいて、特に19/45、2の(2)でございます。①から④まで拝見していくと、出所者の方の雇用ニーズの把握方法とか出所者の方のニーズの把握方法、見ていくと、例えば人材関係の仕事をしているけれども今まで出所者関連の仕事をしたことがない事業者からすると、恐らくこの辺りは全く未知の分野でございます。どこに行けばまずは雇用ニーズを把握できるとか、それから特に出所者のニーズの把握方法についてはもう全く分からない。例えば出所者の方に面会してニーズを聴取するのか、そもそも面会ができるのかとか、もしくは刑務所から出る前の受刑者の方と話をすればよいのかとか、その辺りは全く分かりません。

そこでお伺いするのですけれども、もし可能なら、例えば2の(2)、特に刑務所出所者等のニーズの把握方法の部分について、現時点の受託者がどうやって出所者の方、もしくは受刑者の方のニーズを把握なさっているとか、その辺りの情報公開というか、こういう方法をやると情報が得られるとか、そういうことを公開することは可能でしょうか。

○佐藤室長 厚生労働省の佐藤でございます。こちらにつきましては法務省と連携して業務を推進していく形になりますので、私どもで受託者が決まれば、説明のときにお示しましたフローにもありましたように、保護観察所、刑務所等との連携の中で、そのときにどういう人たちがいて、どういう特性の人なのか、そこは情報が取れるようになっております。なので、法務省の施設と、受託者と私どもで情報を共有しないと当然支援ができませんので、この把握方法については、情報入手源はあくまでも保護観察所、刑務所からちゃんと情報はいただけるという形になっております。以上でございます。

○辻副主査 ありがとうございます。今の内容をおまとめすると、保護観察所からいろいろ情報がいただけるということまでは分かったのですが、それを踏まえて、ニーズの把握方法が優れているとか優れていないとかを評価するに当たって、例えば実施府省としては、どのようなことが書かれていると出所者たちのニーズの把握方法が優れていると考えるのでしょうか。

○佐藤室長 例えばやり方としては直接担当者の方と対面する、電話でする、それと受託者の体制によって直接担当者が行きますよという業者もあれば、これについては電話でやらせてください、もしくは文書でのやり取りをメインにさせていただきますということで、コンタクトの仕方、アプローチの仕方が業者によって変わってくるのかと感じております。以上でございます。

○辻副主査 分かりました。もし可能ならでございますけれども、この部分をもうちょっと深く書いていただいて、保護観察所とコンタクトを取ってこのような情報がもらえると。例えば法務省関連の担当者と会う機会もあるとか、どういう環境にあるのかということの説明していただいた上で、直に面会するのか、それとも電話するのか、文書によるのか、その辺りいろいろな選択肢があるけれども、どういうことができるでしょうかということ、できればもうちょっと具体的に書いていただきたいと思うのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○佐藤室長 ありがとうございます。例えば事業所に実施要項をお渡しする際にこちらの環境要因といいますが、受託してもらったときにどういう事業で、どういう関連性があるかというのをそのときに説明はさせていただいております。ここに書き込むか否かというところまでは思いが至らなかったのですが、ただ当然のことながら、先生方に御心配いただいているように、今までずっと1者応札が続いているものですから、ここの部分については、本当にこれはこういう事業で、社会的にとっても重要な位置づけなのですと。不安があるところについては、今、先生がおっしゃられたようなことは逐一丁寧な説明をさせていただいた上で出してきたという形なので、逆に言うと、ここの点数表の中に書き込んでしまおうと思うとどんどん文字が多くなってしまって、私どもの感覚ですけれども、その部分については丁寧な説明をして、文字ではなくて、言葉と資料で「こういうことです」という説明をさせていただけたらと思っているところでございます。以上でございます。

○辻副主査 ありがとうございます。なぜ文字にしたほうがよいのか、それとも文字は一

切やめたほうがよいのか、多分いろいろ考え方はあると思うのですが、今回の事業のタイトル自体に「刑務所出所者等」という言葉があったら、恐らく全く関わりがない方々からすると、もううちは関係ないと思ってしまうことも危惧されていて、なのでタイトルを変えてもうちょっと間口を広げてあげて、その上で手に取った方々がばらばらめくって行って、刑務所出所者の方関連の仕事なのかと。読んでいくと、じゃ、実はうちは出所者の方と今までお付き合いはなかったけれども、こういう環境であれば我々も手が出せるかもしれないとか、読んでいただければ分かるというのものもあるかもしれませんので、その辺りは実施府省の側でいろいろお考えはあるかもしれませんが、実施要項にもうちょっと書き込んでいただいて、間口を広げる工夫を御検討いただければと思います。以上でございます。

○佐藤室長 御指摘ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○辻副主査 ありがとうございます。一旦、私からは以上でございます。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。資料A-2-1の5/45ですが、事業の内容のところで、以前も議論があったかもしれないですけども、5ポツ(2)、アの対象求人のところ、①で実施地域内に所在する事業所のものであることとあるかと思えます。②で地域内を就業地とするものと。これは例えば東京、神奈川ですと、隣の県で東京により近いところに事業所があったりとか就業地があった場合、ニーズに合致しているようなものがあつたときにはそれはもう対象外となるのでしょうか。

○佐藤室長 こちらにつきましては、矢野から説明させていただければと思います。

○矢野室長補佐 就労支援室の矢野でございます。私から説明させていただきます。

現状、今の入札手続の中では指摘いただいたとおりになるのですが、なぜこのように特に東京、神奈川とあえて分けてやっているかでございますが、このところは現在受託いただいているところとか、受託を検討していただいているところにヒアリングした結果、特に現在受託いただいているところは、一つの都道府県内の中で事業を展開している関係もありまして、例えば東京を拠点にしているところが神奈川まで対象地域が広がって、そこにまで求人を開拓していくことが、どうしても土地勘的なものも若干あってノウハウがないということ。また、ノウハウがない中で新たにやっていく中での労力、経費的なものとかも増加してしまうおそれがある、現在の体制でなかなかそこまで手を回すのは難し

いという御意見もありましたので、そこはある程度ノウハウをお持ちの地域でしっかりと求人とか協力雇用主を確保していただくことが、最終的には内容の充実につながるのではないかと考えさせていただいております、そのような観点から東京と神奈川を分けた形にさせていただいております。

ただ、ここにつきましては、例えば現在1者応札が続いていることを踏まえまして、いろいろなところの事業者にお声がけをさせていただいております。そういう中で、例えば逆にこの範囲が狭過ぎてやりづらい、もう少し広い範囲であるとやれるのだけれどもという御意見があれば、それも踏まえた上で少し検討が必要かと思っておりますが、現状として今の形にしている理由としましては、先ほど申し上げましたとおり、現在受託いただいているところのノウハウを踏まえると、分けてやるほうが効率的というか、効果が十分出せるのではないかということから、このようにさせていただいているということでございます。以上でございます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。東京と神奈川で分けている、そこは一定の地域でかなり求人も多い場所かもしれませんので理解するのですが、すごく細かい話で、例えば東京寄りの埼玉に求人があった場合、就業地があった場合、千葉にあった場合とか、そういう就業地、事業所の立地が東京、神奈川以外の隣接した都道府県であった場合も、それは確保した求人からの対象外になってしまうのでしょうか。そこはあまり厳格にやるというよりは、ニーズに合った就業地とか事業所というのは、非常に遠いところであればまたそれは問題になってくると思うのですけれども、その辺りは柔軟に対応されているのか、そうではないのかということが少し気になりました。

○矢野室長補佐 引き続きお答えさせていただきます。現状、私どもの委託契約の中では、大変恐縮ですが、管轄外のところについては、一応ここは評価対象外とさせていただいております。ただ当然、そこで求人の見込みとかの情報があれば、日々連携しておりますハローワークとか保護観察所にも情報提供して共有した上で、それで求人確保につなげるということで無駄のないようにはしているところですが、委託事業の中で考えた場合には御指摘を十分踏まえられていないかもしれませんけれども、現状としてそこは反映しない形になっているところでございます。以上です。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。あとは細かい点ですけれども、6/45の部分で、(5)実施状況の報告・定例会議の開催で、イに厚生労働省の担当職員との会議を定期的に行うというように書かれていると思います。後段に添付されている仕

様書ではウェブ会議とか、職員が来訪の上実施というふうに補足されていらっしゃるのですが、今はコロナ禍でもあるので、ウェブ会議とかその辺りは加えておいたほうが仕様書との整合性も図れるのかと思いました。

○矢野室長補佐 ありがとうございます。

○川澤専門委員 あとは、電子入札は実施されるのでしょうか。10/45です。開札に当たっての留意事項で入札書の事前提出のところがありまして、電子入札は採用されているのでしょうか。

○佐藤室長 現時点ではまだ対応しておりません。

○川澤専門委員 政府全体として電子入札を推進されて、特にコロナ禍で電子契約も含めてというところで、恐らく総務省でも旗を振ってやっていると思いますので、ぜひそこは前向きに検討いただければと思います。以上です。

○佐藤室長 ありがとうございます。

○中川主査 私から1点質問を申し上げます。御説明ありがとうございました。

資料A-4-1及びA-4-2になるのですが、全国就労支援事業者機構または都府県の支援事業者機構についてお伺いしたいのですけれども、こちらの現事業者は、今回の対象となっている業務が占める全体のビジネスに対する割合は御存じでしょうか。

○佐藤室長 この件につきましては、片柳から説明させていただきます。

○片柳特定求職者雇用対策専門官 厚生労働省の片柳でございます。お答えいたします。

本委託事業が現事業者のビジネスに占める割合というのは詳細に把握できているわけではございませんが、支給業務を受託している全国就労支援事業者機構につきましては、現在5名のスタッフで事業を行っていると聞いておりまして、それぞれ兼務ですけれども、そのうち2名が本委託事業に従事していると伺っております。申し訳ございませんが、残りの協力雇用主等支援業務の各委託先の業務割合については把握しておりません。以上です。

○中川主査 ありがとうございます。恐らく本事業がかなり重要な割合を占めているというのは、各都府県も変わらないかもしれないですね。なるほど、分かりました。ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますか。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。次は2本目の支給業務でございます。資料A-2-2でございます。4/67分の一番下、事業の内容を拝見してまいりますと、結局つまる所、

第三者が実施するセミナー、職場体験とかについて、それらが適正に実施されたかどうかを確認した上で金銭を支払うという、非常に事務的なものにすぎないのかとってしまうのですが、もちろん出所者の方と従前に交流があったほうがいろいろ円滑に仕事うまくいくのかとは思いますが、出所者の方と関わりがあることがどれぐらい必要なのでしょう。実はあまり必要でないようにもお見受けするのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○佐藤室長 今、委員が御指摘のように、こちらは支給業務がメインとなりますので、支援業務とは違ひまして、直接御本人との接点はさほど多くはございません。委員が御指摘のとおりです。以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。それでしたら1つ御提案というか、お願いですが、事業のタイトルを拝見すると、「刑務所出所者等就労支援事業」と書いてあって、全く畑違いの方から見ると、刑務所出所者の方々に関する業務かと、見た瞬間にもう手を挙げない、この実施要項のページをめくらないという可能性も十分ございます。ですので、もし可能でしたら冒頭の「刑務所出所者等」という部分の文言は削除していただいて、単なる就労支援事業とかいうふうに、よりプレーンな、一般的なタイトルにさせていただいたほうが手は挙がりやすいのかとも思うのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○佐藤室長 ありがとうございます。こちら先ほどと一緒にすけれども、タイトルというのが、本当に委員の先生方からしたら「お役所だ」と言われてしまうかもしれないですけれども、大変恐縮ですが、こちらは予算とリンクしておりまして、このタイトルで国の予算を取っていて、このタイトルで行政評価の対象、行政レビューの対象になってしまうものですから、ここのタイトルをうかつに変えてしまうといろいろと不都合が生じてしまうものですから。委員にはお叱りを受けるかもしれませんが、まさに要項をお渡しする、もしくは問合せがあった場合に、丁寧に口頭で、「名前はこうだけでも内容こうなんです」というようなことを、とにかく問合せがあれば、すぐにでもそこは丁寧に説明していくという形で対応させていただきたいと思います。タイトルの部分については、委員の指摘で、私どもで一概に「はい、分かりました」とはなかなかちょっと、まだ判断がつかないところでございます。大変申し訳ないですが、この辺りで回答を終えたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○辻副主査 どうもありがとうございます。大変な御事情がありそうなことは十分伝わってまいりました。どうもありがとうございます。

ただ、できれば努力していただいた上で、もし御無理であるというのであれば、先ほどおっしゃっていたかもしれませんが、できれば刑務所関連の事業者のみならず、こういう事務ができそうな方々により広くお声かけいただいた上で、今おっしゃっていたような、タイトルはこうだけれども心配せず実施していただいて構わないとかいうことをなるべく広くお声がけいただければと思いました。御提案でございます。ありがとうございます。

○佐藤室長 ありがとうございます。

○中川主査 ほかによろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ありがとうございます。まず辻委員から何点か御指摘いただいている点で、タイトル等を変えるのは基本難しいかというところですが、間口を広げる工夫等で実施要項（案）に記載する情報についてもうちちょっと検討を加えることは、厚生労働省は、可能なのでしょうか。

○佐藤室長 その部分については改めて検討させていただければと思っております。以上です。

○事務局 あと2つ目は川澤委員から、実施要項（案）の資料A-2-1、6ページで厚生労働省との定期会議について、仕様書に併せてウェブ会議についても記載したほうがいいという御意見がございましたので、この点についても御検討をお願いいたします。

○佐藤室長 この点については、御指摘のとおり加筆を加えたいと思っております。

○事務局 以上です。

○中川主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成について私に御一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中川主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はありがとうございます。

た。

○佐藤室長 ありがとうございます。

(厚生労働省退室)

(国立長寿医療研究センター入室)

○中川主査 続きまして、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの医事業務委託の実施要項（案）について、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター財務経理部財務経理課調達企画室、沖垣内室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○沖垣内調達企画室長 長寿医療研究センターの沖垣内でございます。本日はよろしくお願ひします。

事業の説明ですが、ただいまより担当係長の藤からさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○藤契約係長 国立長寿医療研究センター財務経理課の藤です。本日はどうぞよろしくお願ひします。

それでは、医事業務委託契約の概要について、お配りしております資料B-3に沿って、御説明したいと思います。まず医事業務とは、病院の受付から会計まで一連の受付業務、会計業務、病院で行った検査や手術、入院費等の診療報酬算定請求業務、文書作成依頼業務、電話対応業務等、受付や病院事務業務を委託する事業となっております。

当センターでは、大まかに医事業務、地域医療連携業務、医事当直業務に分かれております。医事業務では、入退院受付業務、入院患者・外来患者の診療費算定業務、入院患者・外来患者の国保連合会や社会保険支払基金等への保険診療分の診療報酬を請求する業務、あと外来患者受付業務、各診療科や放射線科での受付業務、あと他院からの紹介状や検査結果を診療録、電子カルテにデータとして取り込むスキャンセンター業務、会計窓口業務、その他の業務がございます。その他の業務については、公費の申請や診療報酬改定時のマスターのチェック、診療所等の文書を医師への依頼、手続、診療報酬の講習会等がございます。

続きまして地域医療連携業務としては、開業医などからの受診や予約受付業務、地域医療連携関係者との連携補助業務、退院支援補助、資料の整備等がございます。

医事当直業務としては、病院診療時間外の夜間や休日の来院患者対応を行っております。入退院受付業務、外来患者受付業務、外来患者診療費算定業務、病院・診療所からの

緊急直通電話の対応、会計業務、日誌の作成、電話対応等の業務がございます。

以上をもちまして、業務内容についての説明は終了します。続きまして、実施要項（案）を説明いたします。

資料B-2を御覧ください。実施要項（案）の5ページを開いてください。まず、センターの規模を説明いたします。現行病床数は当院は301床で、病棟数は7病棟になっております。来年の令和4年5月に新病棟の移設を予定しており、345床の7病棟になる予定です。本案件の契約開始日は令和4年10月1日からとなっておりますので、契約開始時は345床を想定しての調達案件となります。

続きまして、6ページを御覧ください。（2）本業務の実施に当たり確保されるべきサービスの質に関する事項として、アの仕様書を満たすこと、ウの創意工夫に努めることのほかに、今回、イの業務に5つの評価項目を設定し、受託者には100点満点のうち70点以上を目標に事業を実施していただくこととしております。こちらにつきましては42ページの事後評価に係る評価基準と併せて御覧ください。

目標につきましては、診療報酬の適正化の審査減等の内容を目標としていたのですが、こちらは訂正させていただいております。審査減や過誤減率については当センターの委員会で管理しているため、別の目標を立てさせていただいております。

目標として、まず1つ目が、受託者は日々の課題・要改善事項を含んだ業務日誌を提出し、業務の改善を行うこと。2つ目が、診療報酬請求事務の適正化を図るため、年1回以上は診療報酬請求事務の点検を実施し、請求漏れや審査減対策を講じ、対策の結果報告をする。3つ目が、接遇に対する研修を定期的で開催し、接遇に対する意識を向上させ、業務改善を実施すること。4つ目といたしまして、受付や会計の待ち時間調査を実施し、検証し、業務改善を行うこと。5つ目が、災害発生時、緊急対応の連絡体制を適切に管理し、臨機応変、柔軟な協力体制を構築すること。これら5つを評価項目としております。

続きまして、7ページを御覧ください。実施期間に関する事項としまして、本事業の実施期間は令和4年10月1日から令和7年9月30日の3年間とし、現契約期間と同様の契約期間としております。

10ページを御覧ください。民間競争入札に係るスケジュールを記載しております。まず令和3年11月から12月上旬にかけてパブリックコメント、令和4年1月下旬から2月上旬に入札公告の公示、2月下旬に入札説明会、令和4年5月中旬に入札書類提出の期限、5月下旬に開札、契約締結し、令和4年6月に業務の引継ぎを実施する予定です。今

回、入札公告から入札書類提出まで100日間以上空け、広く参加者を募る予定です。また、業務の引継ぎ期間を4か月程度確保して、業務開始まで十分な準備期間を設けるようにしております。

13ページを御覧ください。6の第一交渉権者を決定するための評価の基準その他第一交渉権者の決定に関する事項、(2)落札者の決定方法についてですが、入札参加資格要件を全て満たした者、企画書の審査項目を満たした者について、入札価格の制限範囲内で入札価格の最も低い者を交渉権者とする。今回、企画書を提出した最低価格落札方式で実施する予定です。

まず、入札参加資格要件といたしますのは、戻るのですが8ページ、4の入札参加資格に関する事項に記載がありますように、契約を締結しない者、不正、公正な競争を妨げる者等のほか、9ページ(9)、(ア)の病床数300床以上の医療機関において、継続して3年間以上の契約実績があること、(イ)のプライバシーマーク等を取得している、個人情報取扱いを適切に行う者であること、(ウ)の業務を円滑に確実に実施できるサービス体制が整備されていること、(エ)のレセプト作成業務・算定業務に従事する者について、診療報酬請求事務能力試験の合格者または医療事務技能審査試験合格者を配置すること、としております。

続きまして、企画書の審査項目を満たした者の、企画書というものを説明いたします。12ページ、クの企画書の提出にありますように、①の企業の代表者、業務責任者及び業務従事予定者、②の300床以上の業務受託実績、③の本業務の考え方、④の業務の実施体制及び管理方法の、今回は①から④についての企画書を提出していただきます。飛んで申し訳ないですが、13ページ、6の(1)必須項目審査で、仕様書内容を満たすかを判断することとしております。

続きまして13ページ、7の従来事業における実施状況に関する情報の開示に関する事項として、25ページから27ページに別紙1を添付しております。こちらは従来の実施に要した経費、従来の実施に要した人員、従来の実施に要した設備等を記載して、新規事業者が参加しやすくするようにしております。

続きまして34ページ、仕様書のことですが、今回、仕様書の変更内容がありまして、Ⅲの受付業務については、現在、1Cブロックのみで業務委託をやっているのですが、そのほか1A、1B、3階の感覚器センター、4階のロコモフレイルセンターの受付業務を今回の契約に含む内容としております。そのほかの仕様書については大幅な変更点

はございません。

私からの説明は以上とさせていただきます。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項（案）の御説明について意見、質問のある委員におかれましては御発言をお願いします。

浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 御説明いただき、どうもありがとうございました。1者応札が続いていると伺っております。そのため、少しでも複数応札等の可能性を広げる必要があるという点で、私もセンターの皆様も、その意識としては共有しているのではないかと考えております。今般、資格要件を一部緩和していただいたということで、もっと緩和できないかということが私からの提案になります。

資料B-2の9/59、(9)の(ア)で、先ほど御説明いただきましたとおり、300床以上を3年以上で医事業務をやっているところを資格要件とされていらっしゃると思います。御説明にもありましたとおり、国立長寿医療研究センター病院の病床数が現在301で、これが契約時345になることから、300以上というのは数の上で一定の合理性は持っていると思います。その点においては私も理解しております。ただ、複数応札の可能性を広げるという観点から、これを200以上にできないかというのが提案です。なぜ200以上にするのかという点ですけれども、私から3点、考えている根拠というか、もしできたらということがございます。

まず、第1点目が地域医療支援病院です。地域医療支援病院の病床数が原則200床以上と指定されていること。地域医療支援病院の医事業務を3年以上やっているところであれば、確かに病床数が200幾つと300幾つでは繁忙さ等が違うということは分かりますが、それでも医事業務として資格要件ではねるまで行かないことが可能性としてはあり得るのではないか、これが第1点目。

第2点目としては、紹介状なしの選定療養費の徴収義務対象病院が昨年より200床以上に変更されています。これも別に幾つで線を引くのかという世界の話で、合理的な根拠があつて200かどうかということではございますが、こうした点でも200以上ということは一定の根拠があるのではないかと。

3点目、これが一番重要だと私は思っているのですが、今般の目標で70点以上という評価点で、最大100点分の40点が配分されているのがレセプトの業務でございました。資料ですと42/59を拝見すると、40点、最大のところがレセプトの業務です。多分、

この業務の中でレセプトのところが大変なのだろうと拝察しております。また、正確性も持っていないといけません。そのレセプトの業務に関して、200床以上と200床未満は大分中身が違っていると伺っております。200床未満ですとかかりつけ医の役割も持たれていて、様々な加算があったりとか、違う仕組みのものがいろいろとある。一方、200床以上ですと、それは同じ仕組みの中でやられているので、それでも数の上で300というのが、最初に申し上げたとおり一定の根拠があることは重々承知してはおりますが、資格要件を広げて複数応札をとということで、少しでも広げるといふことであれば、もちろん病床数が幾らでもいいとは思いませんが、200以上であれば変更の可能性もあるのではないかとということが私からの提案でございます。

ちなみに愛知県内で200床以上300床未満の数を数えたのですが、私が見た範囲内では、一応2桁、10ちょっとあったということで、厳密に調べていないですけれども、それぐらいの病院の数の可能性を広げることにはできるのではないかとということでの提案でございます。いかがでしょうか。

○沖垣内調達企画室長 ありがとうございます。今の御提案について回答させていただきます。私どもも今回、こういった事業の中でできるだけ参加者を増やしたいということで、通常50日の公告を100日に延ばし、引継ぎ期間も事業者が変更した場合を想定しまして4月以上を取っております。

先ほど先生がおっしゃられたように、200床と300床の明確な違いというのは、確かなかなか数字をもって示す事は難しく、一言で200床といっても、かなり忙しい病院もあれば、療養型の病床で忙しくない病床もありますので、病床をもって一つのハードルにするというのは、あくまでも同規模でとの考えです。先生のご意見とおり、これに関しては200床でも何ら問題はないと思いますので、要件を若干下げる形で200床を前提に考えていきたいと思っております。

○浅羽副主査 どうもありがとうございます。

○中川主査 ほかに。川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。9/59のところ、先ほども参加資格の緩和というお話があったかと思うのですが、(4)の部分で、役務の提供のA、BまたはCの等級で、かつ東海北陸地域の競争参加資格を有する者となっているのですが、これは特にその地域を限定する必要はございますか。

○沖垣内調達企画室長 入札には等級決定通知書を持っていないと参加できないというル

ールになっております。ただし事業者がこちらに本支店を持っていなくても、地域の追加申請を上げ直していただければ入札には参加できます。ですので、例えば東京の事業者が本気でこちらで事業を展開しようと思った場合、資格審査の登録地域の追加を厚生労働省に申請して変更をかけていただければ、入札に参加できないということではございませんので、資格審査を持っていない事業者が入札に参加することは妨げないとの御理解をお願いいたします。

○川澤専門委員 その資格審査は一定の期間が必要だと思うのですが、公告が出た段階で資料を確認して地域を広げるということも、審査期間を含めて可能なのでしょうか。

○沖垣内調達企画室長 審査の翌月です。回、公告期間は100日を取りますので、対応は可能な時間だと思います。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。続いて11/59、これは代理人による入札の②の部分で、別紙の入札書を含めた全体なのですが、今、押印はなくしましょうというところで政府全体として進めていると思うのですが、全体として入札書を含めてまだ押印、印鑑を求めているひな形が残ってしまっていて、これは全てなくしたほうがいいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○沖垣内調達企画室長 そういった方法に関しては想定外ですので、この場で判断いたしかねます。よって今後確認し、後日お答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

○川澤専門委員 分かりました。お願いいたします。

最後に契約状況の推移の部分で、これまでは事業実施者がソラストということで、平成27年度のときは、ほかの大手の事業者も入られていて、業界大手2社を含めた、ほかの地域の事業者も入った形での競争が成立することがかなり大きな目標になってくるのではないかと思うのですが、その辺りは事前に公正性を担保した上で意見を聴取したりとか、何か積極的な事業周知の活動はされていらっしゃるのでしょうか。

○沖垣内調達企画室長 前回の応札者にはお声がけをさせていただいて、参加の希望があればぜひ仕様書を取りに来てほしいという御連絡はさせていただいております。他の入札に関しても、競争者がいるとしないのでは入札、落札率が全然違うものですから、そういった形でお付き合いのある事業者に関してはほぼお声がけはさせていただいている状況でございます。

○川澤専門委員 過年度受注した事業者だけではなくて、ほかの大手、中堅の事業者にも

複数声がけをされていらっしゃるということによろしいですか。確認です。

○沖垣内調達企画室長 今回ですと、前回の仕様書を取りに来た事業者にはお声がけはさせていただく予定です。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。前回、仕様書を収集された方ということ、あとは本当にほかの地域の病院で受注されている事業者も幾つかいらっしゃるかもしれませんので、きっかけとしてほかの病院で受注されていたところも、公正性を担保する上でも1つ声がけのきっかけになると思いますので、ぜひ周辺の病院の情報を含めて積極的な情報の周知をお願いできればと思いました。以上です。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

実施要項、資料B-2の34/59でございます。先ほど恐らく最後のほうに説明いただいたⅢの受付業務の部分でございます。この部分はしっかりと聞き取れていなかったのですけれども、受付の数が増えたと同った記憶があるのですが、それで間違いはないでしょうか。

○藤契約係長 間違いはないです。

○辻副主査 従前何個あったのが、今回、何個に増えたのでしょうか。

○藤契約係長 2名いたのが1A、1B、あと感覚器センターと4階ロコモフレイルセンターに配置予定です。

○辻副主査 聞き取れなかったのですけれども、従前は1Aだけでやったのですか。

○藤契約係長 1Cのみです。

○辻副主査 1Cのみだった。

○藤契約係長 はい。2名いたのが1A、1Bと感覚器センター、ロコモフレイルセンターに配置予定です。

○辻副主査 新しく増えた受付には2名いるのですか、1名いるのでしょうか、何名必要なのでしょうか。

○沖垣内調達企画室長 各部署に1名ずつです。

○辻副主査 各箇所1名ずつ、なるほど。実施機関では、今おっしゃっていた各受付に2名とか1名という人数の割り振りはもう固定的なもので、そういう割り振りをしてほしいとお考えなのか、それとも、この病院の構造を存じ上げないのですが、例えば1Aと1Bが物理的に近くて、かつ1Aに関してはあまり患者が来ないとかいう場合には、1Bのほ

うに常に人がいればいいとか、そのようなことはお考えでしょうか。

○沖垣内調達企画室長 配置につきましてもの基本的な考え方ですが、これに関しては医師事務作業補助加算という診療報酬上の加算が取れます。収益に見合った形で、医師の補助をするということで増員しております。派遣でやっていた金額だと、人件費より収益のほうが上回りますが、派遣の場合、休みのときに人が補充されないということがあり、またコスト的にも高いため今回は業務委託に切り替え、休んでも必ずやっていただけるような形で、変更をかけたということでございます。

○辻副主査 ですと、実は受付業務の(1)の部分は人数の割り振りとかを重視なさっているようにもお見受けいたしましたので、今おっしゃったように、何人をここに張りつけるとかという部分をもし重視なさっているのであれば、もうちょっと具体的に加筆いただければと思いました。御検討いただければと思います。ありがとうございます。

○沖垣内調達企画室長 必要な人員を読み込めるような形で、もう一度検討させていただきます。

○辻副主査 ありがとうございます。

○中川主査 尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 1点教えてください。37/59、5.(1)、③の定めです。原則として当該事業の業務について経験を有すること、介護保険にも精通している者を配置することというのは、資格要件と評価されると思うのですが、この中の「原則としては、」どのような意味を持つものとして要項に書かれていますでしょうか。

○沖垣内調達企画室長 従事者は原則として当該業務の経験を有することというのは、当然ながら経験のない人では業務は行えませんので、こういった要件を付しているわけです。介護保険に関しましては、病院と介護の連携に関してある程度知識が必要だということでも付しております。

○尾花専門委員 ありがとうございます。明確化の点で重要なのは、本当に経験者が必要なのであれば、「経験を有する者であること」と書いたほうがよいと思います。そして、その追加的に例えば「介護保険の知識があることが望ましい」と書くのが、センターの御意向なのであればそう書いたほうがよいと思いますのと、例えば受付業務などで、ベテランの方について仕事される業務従事者もいるかもしれず、そのようなことをすることによってかえって安く調達できる可能性もあるので、この辺りこの業務については絶対に従事者が必要だとか、補助的な業務をする者については必ずしも経験を求めないとか、明確化

についても御検討ができるようであればお願いしたいと思います。以上です。

○沖垣内調達企画室長 御意見を参考にして、どういったレベルの者が必要かということをも具体的に整理・明記するような形で検討を行いたいと思います。ありがとうございました。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。1点だけ細かいのですが、37/59でございます。

(7)業務従事者の管理という項目がございます。実施機関としては、例えばこの業務従事者について何らかのワクチンとか、その辺りの接種義務を課す御予定はありますか。

○沖垣内調達企画室長 私どもがやっている医療は高齢者の医療でございます。感染症の医療・急性期の医療とは違い、直接飛沫等に暴露する可能性は前者の医療と比較するとかなり低いと勘案されます。よって安衛法で定められていることを実施していただければ、特に問題ないと思慮いたします。ですので、例えばワクチン接種を義務にしたりといったことはハードルとして設けないような形で考えております。

○辻副主査 ありがとうございました。

○中川主査 ほかにございますか。

それでは、ありがとうございました。実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 では、実施要項(案)の修正に関わる御意見について確認させていただきます。

まず浅羽委員からの御指摘で、もう少し要件を緩和できないかということで、300床以上を3年以上継続して受託しているという資格要件ですが、200床に要件を下げることを検討していただけるということで、そちらも実施要項の修正をお願いいたします。

次に押印についての扱いですが、センターの中で確認をいただいてから御回答いただくということでよろしいでしょうか。

次に辻副主査からの御質問で、受付業務で人数の割当てが増えているというところですが、こちらは派遣から業務委託に切り替えた人数が何人分ということが分かっているようでしたら、何人分増加しますという、この契約から、この業務について何人配置しますというのを実施要項(案)の該当箇所に追記いただくということでよろしいでしょうか。

○沖垣内調達企画室長 派遣から請負に替えていますので、明確に何名とはうたえないと思いますので、ただ御意見をいただいておりますので、ここは具体性が分かるような記述

に変更させていただくという形でよろしいでしょうか。

○事務局 辻委員、よろしいですか。

○辻副主査 事業者目線で、結局この受付が何個あって、それぞれの受付に常時何人張りつける義務があるのかという部分が明確化されればよろしいかと思われます。

○沖垣内調達企画室長 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 では、それぞれの業務に何人が配置予定、配置すればよいのかというところを明確に書いていただくということをお願いいたします。

次が、原則として介護保険に精通しているというような記述があるのですが、そちらももう少し明確化をということで、「介護保険の知識があるほうが望ましい」等の書き方にするということと、ベテランの従事者について業務に従事している補助的な業務を行う者もいるだろうということで、どのような業務でどのような、どこまでの知識が必要かということも、もう少し明確に記載を追記していただくということでもよろしいでしょうか。

○沖垣内調達企画室長 どのレベルの従事者が必要かということに記載方法を変えたいと思います。

○事務局 では、よろしく申し上げます。

御指摘による修正が関わる箇所は以上になります。よろしく申し上げます。

○中川主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、国立長寿医療研究センターにおきまして引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○事務局 それでは、医療センター、ありがとうございました。バツ印のほうで御退出をお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(国立長寿医療研究センター退室)

— 了 —